

さ情審査答申第106号
平成26年 4月 4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成25年7月22日付けで貴職から受けた、「(仮称)西遊馬霊園建設 計画者より墓地申請書に添付された雨水処理設備の計画設計計算書1式」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成25年4月11日付け保保所環第498号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分に係る本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 平成21年4月15日付墓地設置計画書の墓地用地の取得・造成等計画書のなかで雨水対策について敷地内浸透処理を行う旨記載されていることから、当然それに係る資料が有ると考え、今回情報公開をお願いした。
- (2) 当地区の担当者とさいたま市保健所との議事録では以下の(3)から(6)のとおりである。
- (3) 平成23年3月15日雨水の排水宅地内処理(浸透トレンチ等)につ

いて疑問があるため、当地区の2名がさいたま市保健福祉局保健所環境薬事課（以下「環境薬事課」という。）を訪問し質問した。

- (4) 環境薬事課の職員の話によると、環境薬事課では浸透トレンチの設計計算書の確認ができないため、さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課（以下「河川整備課」という。）にお願いしているとの事だった。
- (5) 当地区の2名が同日環境薬事課からの帰り、河川整備課を訪問し、雨水の排水宅地内処理（浸透トレンチ等）について質問した。
- (6) 河川整備課の職員より、設計図、計算書等は確認し返却したとの回答をえた。
- (7) 以上の内容を踏まえると、(仮称)西遊馬霊園建設の計画者より墓地申請書に添付された雨水処理設備の計画設計計算書は存在すると思われる。
- (8) 墓地周辺住民は、西大宮霊園建設について、霊園計画者へ意見書の提出を行い計画者より見解書の提出を受けてきた。計画者からの回答として「公道出入り口の敷地内部にU字溝設置にて敷地外流出を防止し時間雨量50ミリの処理施設（浸透トレンチ等）にて宅地内処理をし余剰水は側溝に放流、管理等の排水は合併浄化槽にて汚水処理をし同様に側溝に放流します」という見解書をいただいた。同見解書は、さいたま市墓地等設置計画審査会に提出されて審査が行われ、審査の上、計画者に対して履行証明書が交付されたと思われる。雨水処理に対する意見書、見解書は「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成16年12月27日さいたま市条例第66号。以下「墓地条例」という。）と同等の公式文章と判断できる重要事項と考える。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 墓地の経営を行うには「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく許可が必要であり、当該許可に関する手続き等については、本市では墓地条例及び「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」（平成17年3月31日さいたま市規則第116号。以下「規則」という。）において定められている。
- 2 墓地条例及び規則では、新たに墓地を設置する際には計画時点で設置計画書の提出を行い、規則別表に定める書類の添付を求めているほか、境界から100メートル以内の所有者等への説明会や意見書を提出した所有者等との協議を行うことを義務付けている。
- 3 本件処分に関連して、規則別表において墓地等の図面、平面図、立面図や造成等に関する書類の添付は求めているが、本件行政情報開示請求書に

記載のある「雨水処理設備の計画設計計算書」（以下「雨水処理計算書類」という。）（墓地内に降った雨について敷地内における貯留量、浸透量などを計算した書類）については添付書類として記載はなく、本件墓地計画では当該書類の添付は受けていない。本件以外の墓地計画で「雨水処理計算書類」の添付を受けている事例はあるが、あくまで任意提出であり、本書類の提出がなくても添付書類の不備とはならない。

- 4 平成22年9月の経営許可後、墓地の雨水排水に係り、墓地周辺の住民の方々から、計画時に宗教法人が記載した雨水の宅地内処理が行われるかどうかについて疑問があるため、根拠書類を提示してほしいとの要望を受けた。環境薬事課が宗教法人側に「雨水処理計算書類」の提出を求めた上で、計画した宅地内処理が可能なかどうかについて確認を行ったところ、宗教法人側で河川整備課を訪問し、当該書類を提示して確認を行い、一定の基準を満たしているとの回答を得たとの話を受けている。
- 5 その後も宗教法人側に「雨水処理計算書類」の提出を依頼したが、提出は行わない旨の回答があったため、要望者である墓地周辺の住民の方々にもその旨伝えている。また、河川整備課においても相談が終わった時点で当該書類は宗教法人側に返却したとのことである。
- 6 以上の経緯から、行政情報開示請求の対象となる「雨水処理計算書類」は実施機関で取得しておらず存在しないため、不存在として不開示決定を行ったものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、「(仮称)西遊馬霊園建設 計画者より墓地申請書に添付された雨水処理設備の計画設計計算書1式」であり、実施機関は本件開示請求に対し、実施機関では取得しておらず存在しないとして不開示決定を行ったところ、異議申立人は(仮称)西遊馬霊園建設の計画者より墓地申請書に添付された雨水処理設備の計画設計計算書は存在するとして異議申立てを行ったものである。

2 墓地等の経営の許可を受けようとする者（以下「計画者」という。）の提出書類について

墓地条例第5条第1項によれば、計画者は、墓地等設置計画書を市長に提出しなければならないとされており、墓地条例第14条によれば、墓地の経営許可等の申請について、「計画者は、市長に申請しなければならない。」とされている。

規則第3条第1項によれば、墓地条例第5条第1項の規定による計画書

の提出は、墓地・納骨堂・火葬場設置（変更）計画書に規則別表に掲げる書類等を添付して行うものとされており、規則第13条第1項によれば、墓地条例第14条の規定による申請は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書に規則別表に掲げる書類等を添付して行うものとされている。

また、規則別表第9項によれば、本件対象行政情報に関連した図面に関する添付書類について、「墓地にあっては、その区域を明らかにした図面、墳墓の区画図並びに、付帯施設の平面図及び配置図（管理事務所及び便所にあっては、立面図を含む。）」としており、本件対象行政情報である「雨水処理設備の計画設計計算書1式」は墓地条例第5条第1項及び第14条の規定による申請の際に必要なとされる添付書類とはされていない。

3 実施機関が主張する本件対象行政情報について

当審査会が調査したところ、実施機関は本件対象行政情報の不存在について以下のように主張している。

- (1) 新たに墓地を設置する際には計画時点で設置計画書の提出を行い、規則別表に定める書類の添付を求めているが、本件対象行政情報については、規則別表に記載はなく任意提出書類であり、本件墓地計画では実施機関は提出を受けていない。
- (2) （仮称）西遊馬霊園建設の計画者が墓地周辺住民に対して墓地計画書の内容を周知するために行った説明会の場で、一時間当たり50ミリの雨に対して排水できるようにすると説明していた。そのため、墓地の周辺住民から墓地計画書に記載された雨水の宅地内処理が行われるかどうかについて疑問があるため、根拠書類を提示してほしいとの要望を受けた。
- (3) 環境薬事課は河川担当課である河川整備課を訪問し、排水に関する確認と雨水処理の計算書について、計画者から提出があった場合の精査を依頼した。また、環境薬事課は計画者に対して、計画者が河川整備課に直接行く場合には計画どおりに排水ができるかどうか聞いてほしい、あるいは、環境薬事課では雨水処理の計算ができないけれども、環境薬事課に本件対象行政情報を出してもらえれば、河川整備課に本件対象行政情報の精査を依頼する旨の話をした。
- (4) 環境薬事課が計画者に上記の話をしたところ、計画者代理人が河川整備課を訪問し、本件対象行政情報を提示し、雨水処理の計画どおり宅地内処理が可能かどうかの精査を依頼した。河川整備課の職員は、訪問を受けた当日その場で、計画者代理人より提示された本件対象行政情報の精査を行った。内容の精査が完了した後、河川整備課の職員は訪問を受けた当日に計画者代理人に対し、雨水処理計画が開発行為の基準に照ら

してその水準以上であることを回答するとともに、計画者代理人に本件対象行政情報を返却しており、河川整備課では本件対象行政情報を保有していない。

- (5) その後、周辺住民から計画どおり排水が行われるかどうか本件対象行政情報を確認したいので見せてほしいという要望を環境薬事課は何度も受けた。要望を受けるとその都度計画者に本件対象行政情報を提出するように口頭で依頼したが、その提出がなされることはなかった。また、平成23年3月9日に計画者から本件対象行政情報は墓地経営許可に関して必要な書類ではないので提出は行わないという内容の「回答書」が提出された。

4 異議申立人の主張する本件対象行政情報について

当審査会が調査したところ、本件対象行政情報が実施機関に存在すると考える理由について、異議申立人は以下のように主張している。

当該墓地の周辺住民が雨水の排水宅地内処理について疑問があるため、環境薬事課を訪問したところ、環境薬事課から雨水処理の問題について環境薬事課では計算できないので、河川整備課に計算を依頼していると言われた。そのため、環境薬事課から帰る途中で河川整備課を訪問したところ、河川整備課から「返しました」と言われた。したがって、依頼元である環境薬事課から河川整備課に依頼したのであるから、当然に河川整備課は環境薬事課に本件対象行政情報を返却したと考えている。

5 本件対象行政情報の不存在について

上記異議申立人の主張に対し、実施機関によれば、本件対象行政情報に基づいて計画どおりに雨水の処理ができるかどうか環境薬事課では精査できないため、計画者から本件対象行政情報を環境薬事課に提出又は河川整備課に直接提示された場合には雨水処理の計算を精査するよう河川整備課へ依頼していた。しかし、環境薬事課では計画者から本件対象行政情報の提出を受けた事実はなく、したがって、環境薬事課から河川整備課に本件対象行政情報を渡した事実もないという。また、計画者代理人から提示された本件対象行政情報を河川整備課において精査した後、河川整備課は計画者代理人に返したものであり、環境薬事課に返したわけではないという。

上記の実施機関の説明において、計画者代理人から本件対象行政情報の提示を受けた河川整備課は雨水処理の計算を精査した後、計画者代理人に返したものであり、当審査会において調査を行ったが、河川整備課が環境薬事課に本件対象行政情報を返した事実を窺わせる具体的な事情は存在しない。

また、本件開示請求書に記載された「計画者より墓地申請書に添付され

た」書類の中に、異議申立人が主張する本件対象行政情報の存在は確認できなかった。さらに、河川整備課が本件対象行政情報を計画者代理人に返した後も、実施機関において本件対象行政情報を計画者から取得した事実を窺わせる具体的な事情も確認できないことから、不存在と認めるのが相当である。

異議申立人のその余の主張については、本件対象行政情報の有無の判断に直接関係するものでなく、また、上記当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

6 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成25年 7月22日	諮問の受理
②	同 年 8月 9日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月19日	審議
④	同 年 11月21日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 12月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	平成26年 3月27日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者 平成25年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者 平成25年10月22日就任

(五十音順)